



鳥取県公報

平成12年 8月11日(金)
第7205号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示
 - 生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）…………… 1
 - 生活保護法による薬局の廃止の届出（ 〃 ）…………… 1
 - クリーニング所の業務従事者に対する講習の指定（県民生活課）…………… 2
 - 特定計量器の定期検査の実施（経済通商課）…………… 2
 - 保安林の指定予定（2件）（森林保全課）…………… 3
 - 県道の区域の変更（道路課）…………… 4
 - 県道の供用の開始（ 〃 ）…………… 5
- ◇ 選管告示
 - 選挙管理委員会の招集…………… 5

告 示

鳥取県告示第477号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条の規定により次のとおり告示する。

平成12年 8月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
オリーブ薬局	鳥取市永楽温泉町108	平成12年 7月 1日

鳥取県告示第478号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成12年 8月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
三徳薬局	東伯郡三朝町大字山田677-4	平成12年 7月 1日

鳥取県告示第479号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成12年8月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 講習を行う者の名称及び所在地

財団法人全国環境衛生営業指導センター
東京都新宿区四谷四丁目3

2 講習の日時及び場所

(1) 平成12年8月27日（日）午後1時から午後5時30分まで
鳥取市尚徳町101-5 鳥取県立県民文化会館

(2) 平成12年9月3日（日）午後1時から午後5時30分まで
倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館

(3) 平成12年10月15日（日）午後1時から午後5時30分まで
米子市錦町1-139-3 米子市福祉総合センター

(4) 講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したのものについては、(1)、(2)又は(3)の時間を午後1時から午後5時までとする。

3 受講申込み期間

平成12年8月7日（月）から同月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

4 受講料

4,500円を受講申込み時に払い込むこと。

5 受講申込み先及び問い合わせ先

財団法人鳥取県環境衛生営業指導センター
鳥取市弥生町302-2
電話 0857-29-8590

鳥取県告示第480号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成12年8月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実 施 期 間	実 施 場 所
八 頭 郡	平成12年9月11日から平成13年3月30日まで	当該特定計量器の所在の場所

2 1の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実 施 期 日	実 施 時 間	実 施 場 所
八 頭 郡 八 東 町	平成12年9月11日	午後1時から午後3時まで	八頭郡八東町大字徳丸625 フルーツ総合センター
八 頭 郡 若 桜 町	平成12年9月12日	〃	八頭郡若桜町大字若桜757 若桜町山村開発センター

八頭郡 郡家町	平成12年9月13日	午前11時から午後3時まで	八頭郡郡家町大字宮谷80 郡家町中央公民館
八頭郡 船岡町	平成12年9月14日	午後1時から午後3時まで	八頭郡船岡町大字船岡539 船岡町中央公民館
八頭郡 河原町	平成12年9月18日	午前11時から午後3時まで	八頭郡河原町大字渡一木277-1 河原町役場
八頭郡 用瀬町	平成12年9月19日	午後1時から午後3時まで	八頭郡用瀬町大字別府34-7 用瀬町民会館
八頭郡 佐治村	平成12年9月20日	〃	八頭郡佐治村大字加瀬木2519 佐治村中央公民館
八頭郡 智頭町	平成12年9月21日	午前11時から午後3時まで	八頭郡智頭町大字智頭2076-2 智頭町総合センター
八頭郡	平成12年9月28日	午後1時から午後3時まで	鳥取市若葉台南七丁目7 鳥取県計量センター
〃	平成12年10月2日 から同月31日まで	午前9時から午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商課計量係

鳥取県告示第481号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年8月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字滝ノ上1249の1、1249の2、字堂ノ前562の1、字塚ノ谷1032の1、1039の1、字ハフチ1043から1045まで、字カマラ谷1055、1056、字向畑1058の1、1060、1070、字浅谷1083の2、字今地谷1090の1、字宮ノ谷1228、1235の1、1236の2、字深谷1241、1242の1、1243の1、1244、字家ノ上1252の2、字清水平1266の1、1266の2、1270、1273、大字福永字伊屋谷410の6、410の28、410の29、字粥餅谷469、470、476、478、大字大杉字芭蕉651の1、字栃谷885の1、字生田平876の4、876の14

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字塚ノ谷1034の1、1035、1041、大字福永字北ノ谷370から372まで、字北谷400の10

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第482号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成12年 8月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡淀江町大字西原字白濱ノ二1333の2

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、淀江町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び淀江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成12年 8月11日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年 8月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取福部線	鳥取市立川町五丁目字橋向155-4地先から同市立	変更前	4.5~11.0	200.0
	川町五丁目字稲葉天115地先まで	変更後	12.0~12.2	200.0

鳥取県告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成12年8月11日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年8月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取福部線	鳥取市立川町五丁目字橋向155-4地先から同市立川町五丁目字稲葉天115地先まで	平成12年8月11日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第84号

平成12年第9回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成12年8月11日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成12年8月22日（火） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - （1） 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者の変更について
 - （2） 平成12年度青年リーダー研修会について
 - （3） その他